

専門職大学院長期履修制度の取り扱いについて

1. 長期履修制度とは

日本社会事業大学専門職大学院では、職業に従事しながら大学で学ぶことを希望する方々の学修機会を一層拡大する観点から、平成 21 年 4 月入学の方より「長期履修制度」を適用しております。

この制度は、時間的制約の多い社会人の方々が、定められた標準修業年限（1 年）では大学院の教育課程の履修が困難な場合に、2 年間で計画的な教育課程の履修を可能としたものです。

2. 長期履修制度の取り扱い

① 申請資格

本専門職大学院において原則として長期履修の申請ができるのは、**現に職を有しており**、本専門職大学院入学後も引き続き当該業務に従事し、標準修業年限（1 年）での大学院の教育課程の履修が困難な方です。

職を有しているとは、施設、企業等に在籍している方（給与の支給を受け、職務を免除されている方を除く）又は自ら事業を行っている等、フルタイムの職業に就いている方をいいます。

② 履修期間

長期履修を認める期間は 2 年とします。ただし、長期履修の期間を超過した場合は長期履修生ではなくなり、標準修業年限（1 年）の授業料が適用されます。

③ 申請書類

- 1) 長期履修申請書（所定用紙）
- 2) 在職証明書または在職が確認できる書類
- 3) 長期履修申請確認シート

④ 学費等

長期履修の 2 年間の学費等納付額は次の通りとなります。

区分	入学金	授業料	教育充実費	諸会費	合計（全納）	合計（分納）	
						前期分	後期分
1 年目	282,000円	267,900円	300,000円	4,500円	854,400円	720,450円	133,950円
2 年目	—	267,900円	200,000円	—	467,900円	333,950円	133,950円
合 計	282,000円	535,800円	500,000円	4,500円	1,322,300円	1,322,300円	

※授業料の額が改定されたときは、その都度、再計算することとなります。

⑤ 申請手続き

入試期ごとに長期履修申請の審査があります。長期履修を希望する方は、所定の期日までに「長期履修申請書」等を提出してください。

許可の通知書類が送付されましたら、指定の期日までに入学手続きをしてください。



お問い合わせは大学院教務課まで

電話 042-496-3105

FAX 042-496-3101